

改正

平成21年3月25日告示第49号

平成23年3月31日告示第55号

令和2年6月19日告示第102号

令和3年3月24日告示第28号

令和4年3月31日告示第41号

荒尾市市民活動サポート事業助成金交付要綱

荒尾市まちの「がまだしもん」助成金交付要綱（平成12年告示第57号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、民間非営利団体の自主性及び特性を尊重しながら、その団体が行う活動に対し予算の範囲内において市民活動サポート事業助成金を交付することに関して、荒尾市補助金等交付規則（平成20年規則第28号）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって市民活動団体の活動の活性化及び自立を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 対象となる者は、市内に活動の拠点を置く5人以上の団体で、営利を目的としないもの（以下「市民活動団体」という。）とする。

（対象事業）

第3条 対象事業は、市民活動団体が自発的な意思に基づいて行う社会に貢献する活動で、市民活動団体が活動の活性化及び自立を目指して取り組む事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に推進すべき事業と認めたものについては、この限りではない。

（対象経費等）

第4条 対象となる経費は、活動に直接要する経費でその推進に欠かせないものとする。

2 助成率、助成限度額等は、別表のとおりとする。

（助成回数）

第5条 助成回数は、1対象事業につき年度ごとに1回とし、助成の期間は、初めて助成を行う年度から起算して3年間を限度とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付の申請をしようとする市民活動団体は、荒尾市市民活動サポート事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動団体構成員名簿（様式第2号）
- (2) 規約、会則又はこれらに準ずるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出については、年度ごとに行わなければならない。

（助成金の交付決定等）

第7条 市長は、前条により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定し、荒尾市市民活動サポート事業助成金交付決定通知書（様式第3号）又は荒尾市市民活動サポート事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成対象事業等の内容変更）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた市民活動団体（以下「交付決定団体」という。）は、対象事業又は経費の内容を変更するときは、あらかじめ荒尾市市民活動サポート事業助成金事業計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の承認又は不承認を決定し、荒尾市市民活動サポート事業助成金事業計画変更（承認・不承認）通知書（様式第6号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

（実績報告及び精算報告）

第9条 交付決定団体は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、荒尾市市民活動サポート事業助成金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業に係る経費を支払ったことを証する領収書
- (2) 対象事業を実施したことが確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、事業の内容及びこれに係る経費の支出が適正であるか調査し、適正であると認めた場合は、交付する助成金の額を確定し、荒尾

市市民活動サポート事業助成金確定通知書（様式第8号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体が助成金の請求をしようとするときは、当該通知を受けた後、速やかに荒尾市市民活動サポート事業助成金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理し、これを適当と認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に交付決定団体に対して助成金を交付するものとする。

（助成金の概算払）

第12条 助成金の概算払を受ける必要がある交付決定団体は、荒尾市市民活動サポート事業助成金概算払申請書（様式第10号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の概算払が適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該助成金の交付決定の範囲内において交付することを決定し、その旨を荒尾市市民活動サポート事業助成金概算払決定通知書（様式第11号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

3 交付決定団体は、概算払により助成金の交付を受けたときは、第9条の規定による実績報告を行う際に、併せて荒尾市市民活動サポート事業助成金精算報告書（様式第12号）を市長に提出し、精算しなければならない。

4 前条の規定は、助成金を概算払する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」とあるのは、「第12条第2項」と読み替えるものとする。

（助成金の返納）

第13条 市長は、助成金の交付を受けた交付決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、荒尾市市民活動サポート事業助成金返納通知書（様式第13号）により、期限を定めて、交付決定した助成金の全部又は一部を返納させるものとする。

（1）対象事業を取りやめたとき。

（2）第9条に規定する実績報告及び第12条第3項に規定する精算報告により、支出した額が、既に交付した助成金の額を下回ったとき。

（3）助成金の交付決定に付した条件その他この要綱に違反したとき。

（4）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（5）その他市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

2 市民活動団体が新型コロナウイルス感染症の影響により生じる課題の解決に係る事業について助成金を申請する場合における第5条の規定の適用については、同条中「1対象事業につき年度ごとに1回とし、助成の期間は、初めて助成を行う年度から起算して3年間を限度とする」とあるのは、「1対象事業につき1回とする」とし、別表を次の表のとおり読み替えるものとする。

別表（第4条関係）

助成率	対象経費の総額の100%以内
助成限度額	1団体当たり10万円
この要綱により助成金の交付を受けようとする助成事業が、既に他の助成金の交付を受けている場合には、この要綱による助成金は交付しない。	

附 則（平成21年3月25日告示第49号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第55号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月19日告示第102号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日告示第28号）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和4年3月31日告示第41号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	助成1年目	助成2年目	助成3年目
助成率	対象経費の総額の90%以内	対象経費の総額の70%以内	対象経費の総額の50%以内
助成限度額	1団体当たり20万円	1団体当たり20万円	1団体当たり20万円
この要綱により助成金の交付を受けようとする助成事業が、既に他の助成金の交付を受けている場合には、この要綱による助成金は交付しない。			